

○ 経済産業省・国土交通省告示第2号

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「規則」という。）第5条の7第3項第1号、第20条の2第3項第1号及び第22条の23の2第2項第1号の規定を実施するため、所管行政庁の行う確認に関する手続きを次のように定めたので告示する。

平成20年11月14日

経済産業大臣 二階 俊博

国土交通大臣 金子 一義

（確認申請書の提出）

第1条 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）第5条の4第10項第1号、第27条の5第10項第1号又は第39条の40第4項第1号に掲げる建築物につき、規則第5条の7第3項第1号、第20条の2第3項第1号又は第22条の23の2第2項第1号の規定による所管行政庁（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第74条第1項に規定する所管行政庁をいう。以下同じ。）の確認を受けようとする者は、様式による確認申請書2通に、エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令（平成15年国土交通省令第15号）第1条の規定に基づく別記第1号様式を添付して、所管行政庁に提出しなければならない。

（確認）

第2条 所管行政庁は、前条の規定による確認申請書の提出があった場合において、エネルギー使用合理化設備（政令第5条の4第8項又は第27条の5第8項に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律72条に規定する熱の損失の防止に資する設備及び同条に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。）を設置する建築物について、次の表の第1欄に掲げるエネルギー使用合理化設備の種類ごとに、同表第2欄に掲げるエネルギー使用の合理化の判断に係る基準及び同表第3欄に掲げる確認基準を勘案して、当該建築物が政令第5条の4第10項第1号、第27条の5第10項第1号又は第39条の40第4項第1号に規定する基準を満たすものであると認めるときは、その確認を行うものとする。

エネルギー使用合理化設備の種類	エネルギー使用の合理化の判断に係る基準	確 認 基 準	
1 高断熱窓設備	建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成11年通商産業省・建設省告示第1号。この表において「基準」という。）1-3に規定する建築物の屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で得た数値	床面積の合計が2000平方メートル以上の建築物	基準別表第1(ろ)欄の各項に掲げる数値に規模補正係数を乗じて得た数値に100分の80を乗じて得た数値以下
		床面積の合計が2000平方メートル未満の建築物	基準別表第1(ろ)欄の各項に掲げる数値に規模補正係数を乗じて得た数値に100分の90を乗じて得た数値以下
2 高効率空気調和設備	基準2-3に規定する建築物に設ける空気調和設備が空気調和負荷を処理するために1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想空気調和負荷で除して得た数値	床面積の合計が2000平方メートル以上の建築物	基準別表第1(は)欄の各項に掲げる数値に100分の80を乗じて得た数値以下
		床面積の合計が2000平方メートル未満の建築物	基準別表第1(は)欄の各項に掲げる数値に100分の90を乗じて得た数値以下

3 高効率機械換気設備	基準 3-3 に規定する建築物に設ける機械換気設備が 1 年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値	床面積の合計が 2000 平方メートル以上の建築物	基準別表第 1(に)欄の各項に掲げる数値に 100 分の 80 を乗じて得た数値以下
		床面積の合計が 2000 平方メートル未満の建築物	基準別表第 1(に)欄の各項に掲げる数値に 100 分の 90 を乗じて得た数値以下
4 照明設備	基準 4-3 に規定する建築物に設ける照明設備が 1 年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値	床面積の合計が 2000 平方メートル以上の建築物	基準別表第 1(ほ)欄の各項に掲げる数値に 100 分の 80 を乗じて得た数値以下
		床面積の合計が 2000 平方メートル未満の建築物	基準別表第 1(ほ)欄の各項に掲げる数値に 100 分の 90 を乗じて得た数値以下
5 高効率給湯設備	基準 5-3 に規定する建築物に設ける給湯設備が 1 年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想給湯負荷で除して得た数値	床面積の合計が 2000 平方メートル以上の建築物	基準別表第 1(へ)欄の各項に掲げる数値に 100 分の 80 を乗じて得た数値以下
		床面積の合計が 2000 平方メートル未満の建築物	基準別表第 1(へ)欄の各項に掲げる数値に 100 分の 90 を乗じて得た数値以下
6 交流変周波数制御方式エレベーター	基準 6-3 に規定する建築物に設けるエレベーターが 1 年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値	床面積の合計が 2000 平方メートル以上の建築物	基準別表第 1(と)欄の各項に掲げる数値に 100 分の 80 を乗じて得た数値以下
		床面積の合計が 2000 平方メートル未満の建築物	基準別表第 1(と)欄の各項に掲げる数値に 100 分の 90 を乗じて得た数値以下

※基準別表第 1(い)欄の各項に掲げる用途に応じてそれぞれ(ろ)から(と)までの各項に掲げる数値を利用すること。

(確認書の交付)

第3条 所管行政庁は、前条の確認を行ったときは、当該確認に係る確認申請書 1 通にその旨を記入し、確認書として当該確認を受けた者に対し交付するものとする。

(確認の取消し)

第4条 所管行政庁は、第 2 条の確認を受けた者が第 1 条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該確認を取り消すことができる。

様式（第 1 条関係）

租税特別措置法施行規則第 5 条の 7 第 3 項第 1 号、第 20 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 22 条の 23 の 2 第 2 項第 1 号の規定による確認申請書

所管行政庁の長 殿

申請年月日  
※確認年月日  
※確認番号  
申請者名（署名又は記名押印）  
住 所

租税特別措置法施行令第 5 条の 4 第 10 項第 1 号、第 27 条の 5 第 10 項第 1 号又は第 39 条の 40 第 4 項第 1 号に規定する基準を満たすものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 5 条の 7 第 3 項第 1 号、第 20 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 22 条の 23 の 2 第 2 項第 1 号の規定により所管行政庁の確認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係るエネルギー使用合理化設備の種類ごとの名称、数量、エネルギー使用の合理化の判断に係る基準及び確認基準

エネルギー使用合理化設備	名 称	数 量	エネルギー使用の合理化の判断に係る基準	確認基準
高断熱窓設備				
高効率空気調和設備				
高効率機械換気設備				
照明設備				
高効率給湯設備				
交流変周波数制御方式エレベーター				

上記の申請について、租税特別措置法施行規則第 5 条の 7 第 3 項第 1 号、第 20 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 22 条の 23 の 2 第 2 項第 1 号の規定により確認します。

所管行政庁の長  
記名押印

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 ※印のある欄は、記入しないこと。

○ 経済産業省告示第 252 号

租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。以下「規則」という。）第 5 条の 7 第 3 項第 2 号、第 20 条の 2 第 3 項第 2 号及び第 22 条の 23 の 2 第 2 項第 2 号の規定を実施するため、経済産業大臣の行う確認に関する手続きを次のように定めたので告示する。

平成 20 年 11 月 14 日

経済産業大臣 二階 俊博

（確認申請書の提出）

第 1 条 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。以下「政令」という。）第 5 条の 4 第 10 項第 2 号、第 27 条の 5 第 10 項第 2 号又は第 39 条の 40 第 4 項第 2 号に掲げる建築物につき、規則第 5 条の 7 第 3 項第 2 号、第 20 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 22 条の 23 の 2 第 2 項第 2 号の規定による経済産業大臣の確認を受けようとする者は、様式による確認申請書 2 通を経済産業大臣に提出しなければならない。（提出先は、エネルギー使用制御設備（政令第 5 条の 4 第 9 項又は第 27 条の 5 第 9 項に規定する空気調和設備、照明設備その他の建築設備の計測、制御、監視又は管理を行う設備をいう。以下同じ。）を設置する建築物の所在地を管轄する経済産業局。）

（確認）

第 2 条 経済産業大臣は、前条の規定による確認申請書の提出があった場合において、エネルギー使用制御設備を設置する建築物が政令第 5 条の 4 第 10 項第 2 号、第 27 条の 5 第 10 項第 2 号又は第 39 条の 40 第 4 項第 2 号に規定する基準を満たすものであると認めるときは、その確認を行うものとする。

（確認書の交付）

第 3 条 経済産業大臣は、前条の確認を行ったときは、当該確認に係る確認申請書 1 通にその旨を記入し、確認書として当該確認を受けた者に対し交付するものとする。

（確認の取消し）

第 4 条 経済産業大臣は、第 2 条の確認を受けた者が第 1 条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該確認を取り消すことができる。

様式（第 1 条関係）

租税特別措置法施行規則第 5 条の 7 第 3 項第 2 号、第 20 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 22 条の 23 の 2 第 2 項第 2 号の規定による確認申請書

経済産業大臣 殿

申請年月日  
※確認年月日  
※確認番号  
申請者名（署名又は記名押印）  
住 所

租税特別措置法施行令第 5 条の 4 第 10 項第 2 号、第 27 条の 5 第 10 項第 2 号又は第 39 条の 40 第 4 項第 2 号に規定する基準を満たすものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 5 条の 7 第 3 項第 2 号、第 20 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 22 条の 23 の 2 第 2 項第 2 号の規定により経済産業大臣の確認を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 申請に係るエネルギー使用制御設備を設置する前の建築物のエネルギーの使用量及び設置した後の建築物のエネルギーの使用量（別紙第 1 のとおり）
2. 申請に係るエネルギー使用制御設備の仕様（別紙第 2 のとおり）
3. 申請に係るエネルギー使用制御設備を設置する前の空気調和設備、照明設備その他の建築設備の配置図（別紙第 3 のとおり）
4. 申請に係るエネルギー使用制御設備を設置する建築物のエネルギーの使用量の計量計画図（別

紙第4のとおり)

上記の申請について、租税特別措置法施行規則第5条の7第3項第2号、第20条の2第3項第2号又は第22条の23の2第2項第2号の規定により確認します。

経済産業大臣  
記名押印

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印のある欄は、記入しないこと。

### 別紙第1

申請に係るエネルギー使用制御設備を設置する前の建築物のエネルギーの使用量及び設置した後の建築物のエネルギーの使用量

項目	エネルギー使用制御設備の設置前のエネルギー使用量 (MJ/年)	エネルギー使用制御設備の設置後のエネルギー使用量 (MJ/年)	削減量 (MJ/年)	削減率 (%)	備考
空気調和設備					
空気調和設備以外の機械換気設備					
照明設備					
給湯設備					
昇降機					
合計					

※エネルギー使用量の算出根拠を添付すること。

※エネルギー使用量の換算は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の規定に基づくこと。

### 別紙第2

申請に係るエネルギー使用制御設備の仕様

設備名：

【設置前】 ※ 新築の場合は記載不要
【設置後】

※ 設備ごとに概要図でわかりやすく記載すること。

### 別紙第3

申請に係るエネルギー使用制御設備を設置する前の空気調和設備、照明設備その他の建築設備の配置図

--

別紙第 4

申請に係るエネルギー使用制御設備を設置する建築物のエネルギーの使用量の計量計画図

※ 建築物のエネルギー計量計画を系統図で分かりやすく記載すること。